

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年11月15日(2018.11.15)

【公表番号】特表2017-523183(P2017-523183A)

【公表日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【年通号数】公開・登録公報2017-031

【出願番号】特願2017-504393(P2017-504393)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/353 (2006.01)

A 6 1 P 1/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/353

A 6 1 P 1/14

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年9月21日(2018.9.21)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0001

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0001】

本発明は、好ましくは、食品（特に半製品を含む液体又は固体の食品）、飼料及び薬剤（医薬品）の群から選択される経口摂取可能な製品における、式（I）のヒドロキシフラボン及びその塩の食欲増進剤としての使用に関する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0003

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0003】

カロリー的に関連する食品成分の摂取の増加を促すために、安全であり、一般的に承認又は許容されており、空腹及び自然な食欲増加を促す食欲増強物質の発見が求められる。食欲は、脳の特定部のセロトニン放出が低下し、同時に摂取される経口摂取可能な製品（特に食料品）を介して栄養物に曝されることによって増加することが判明している。空腹感の増加は、特に、胃腸での空腹ホルモングレリンの放出が増大することによって達成され、これは、血液中における高い遊離脂肪酸濃度によって抑制される（Gormsen et al. 2006; Eur J Endocrinologyを参照。）。血液中の脂肪酸の低下は食欲増加に繋がり、周辺細胞（例えば、脂肪細胞）の遊離脂肪酸の吸収の増加によって達成される。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0006

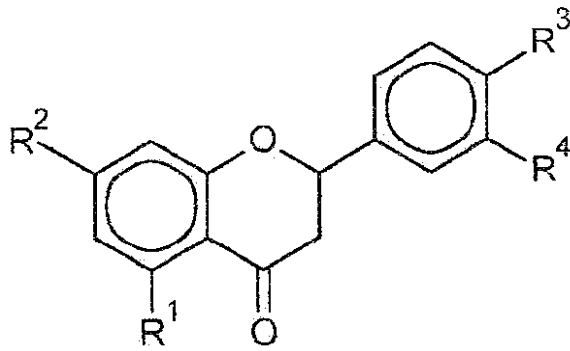
【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0006】

本発明の第1の主題は、式（I）の化合物またはその塩に関する。

## 【化 1】



(I),

式 ( I ) の化合物は、( 1 ) ホモエリオジクチオール、( 2 ) エリオジクチオール、( 3 ) ヘスペレチン及び( 4 ) ステルピンの群から選択され、血液中のセロトニンレベル及び遊離脂肪酸濃度に影響を与えることで緩和及び予防できる症状の治療に用いられる。

## 【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0009

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0009】

本発明の他の主題は、式 ( I ) の化合物を含む薬剤に関し、血液中のセロトニンレベル及び遊離脂肪酸濃度に影響を与えることで緩和及び予防できる症状の治療に用いられるものに関する。

## 【誤訳訂正 5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

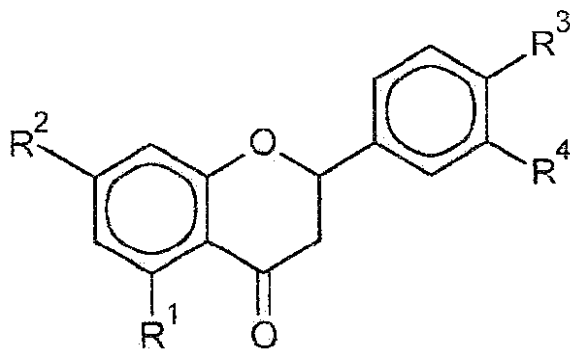
【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

本発明の第 3 の主題は、式 ( I ) の化合物またはその塩に関する。

## 【化 3】



(I),

式 ( I ) の化合物は、( 1 ) ホモエリオジクチオール、( 2 ) エリオジクチオール、( 3 ) ヘスペレチン及び( 4 ) ステルピンの群から選択され、請求項 1 で記載された使用に関し、治療する症状は食欲減少である。

## 【誤訳訂正 6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0011

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0011】

本発明の更なる主題は、以下の組成物を含む物質混合物である。

(i) 請求項1で定義された化合物の少なくとも1つまたはその塩、

(ii) 少なくとも1つの固体担体、

(iii) 1又は複数の調味成分。

(i)、(ii)、(iii)の構成要素及びその他の原料の合計は物質混合物の全体量に対して100重量%であり、請求項1に記載の使用により食欲減少を治療する物質混合物である。

【誤訳訂正 7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0021

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0021】

本発明での適用において、式(I)のヒドロキシフラバノン<sub>1</sub>は、好ましくは治療的又は非治療的な目的で使用され、式(I)のヒドロキシフラバノン<sub>2</sub>は単独または経口摂取可能な製品の混合物に含有される物質として使用され、一つまたは複数のヒドロキシフラバノンは、経口摂取可能な製品の全体量に対し、30mg/kg以下の濃度で存在し、好ましくは10mg/kg以下であり、さらに好ましくは3mg/kg以下である。

【誤訳訂正 8】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0022

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0022】

本発明の経口摂取可能な製品は、好ましくは食料品(特に液体又は固体製品、半製品を含む)、飼料、薬剤(医薬品)を含む群から選択される。本発明の式(I)のヒドロキシフラボンは、動物に与える牛用飼料としての使用に適しており、特に血液中のセロトニンレベル及び/又は遊離脂肪酸の濃度に影響を与え、動物、特に哺乳類の食欲増加に適している。従って、本発明の別の主題は、特に哺乳類の血液中におけるセロトニンレベル及び/又は遊離脂肪酸の濃度に影響を与える、式(I)の化合物を含む薬剤に関する。

【誤訳訂正 9】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0023

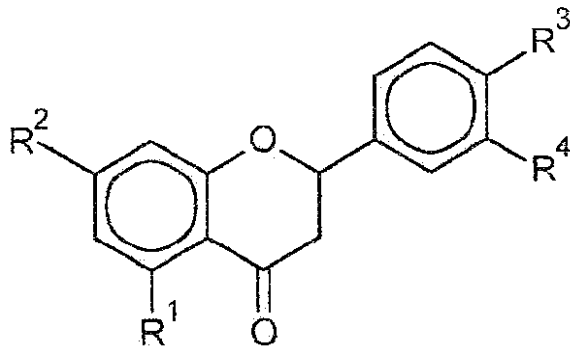
【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0023】

本発明の更なる主題は、栄養または嗜好のために摂取される食品における、式(I)の化合物またはその塩の(美容学的)適用である。

## 【化4】



(I),

R<sup>1</sup>はH又はOHであり、

R<sup>2</sup>はH、OH、OCH<sub>3</sub>であり、

R<sup>3</sup>はH、OH、OCH<sub>3</sub>であり、

及び

R<sup>4</sup>はH、OH、OCH<sub>3</sub>であり、

R<sup>1</sup>基、R<sup>2</sup>基、R<sup>3</sup>基、R<sup>4</sup>基のうちの少なくとも2つはOHを表す。

## 【誤訳訂正10】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0024

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0024】

美容目的での使用は、特に式(I)のヒドロキシフラボンについての、美容的に適した食欲増進物質としての適用であり、薬剤組成物ではなく、治療目的では使用されないものである。

## 【誤訳訂正11】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0027

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0027】

本発明の更なる態様は、式(I)のヒドロキシフラボンの非治療的使用であり、血中のセロトニンレベル及び/又は遊離脂肪酸濃度に影響を与え、食欲を増進させるものである。上述の非治療的適用又は使用の場合、栄養または嗜好のために摂取される食品は、好ましくは経口摂取可能な製品である。非治療的使用は、美容目的での使用または適用であってもよい。

## 【誤訳訂正12】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0028

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0028】

本発明の更なる主題は、式(I)のヒドロキシフラボン又はその塩の薬剤としての使用、好ましくは、食欲刺激の減少の治療または食欲増進剤としての使用である。

## 【誤訳訂正13】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0034

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0034】

食欲増加及び吸収増加に伴う消費者の望ましくない体重増加を防止するために、潜在的なカロリー吸収を制限し、カロリー密度が低い、本発明の経口摂取可能な製品の（食料品、飼料、薬剤としての）吸収を与える方が便宜であることが判明した。従って、本発明における好ましい経口摂取可能な製品（特に食料品、飼料及び薬剤）は、200kcal/100g以下、好ましくは100kcal/100g以下、さらに好ましくは40kcal/100g以下の経口摂取可能な製品を含有する。

【誤訳訂正14】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0035

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0035】

本発明における好ましい経口摂取可能な製品（特に食料品、飼料及び薬剤）は、消化に適しており、かつ栄養食品及び口腔ケアとしての目的も達成する製品であり、一般的にはヒト及び動物の口腔に投与されることを目的としており、口腔に一定時間滞留し、その後消費（加工された食料品、飼料）または口腔から吐き出される（チューインガムまたは口腔ケア製品、薬用マウスウォッシュ）。このような製品は、加工時、部分加工時、または加工されていない状態にて、ヒトまたは動物によって吸収される、全ての物質及び製品を含む。

このような製品は、製造時、加工時、処理時に経口摂取可能な製品（特に食料品、飼料及び薬剤）に添加される物質であり、ヒト又は動物の口腔に投与される製品を含む。

【誤訳訂正15】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0036

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0036】

本発明の口腔消耗製品（特に食料品、飼料及び薬剤）は、食料品そのまま、調理または加工済みであり、ヒト又は動物によって飲み込まれて消化される物質を含み、この場合、本発明の経口摂取可能な製品は、製品を摂取する際に同時に飲み込むケーシング、コーティングその他の被膜物質を含む。用語「経口摂取可能な製品」は、そのまま摂取可能な食料品及び飼料を含み、これは、味覚には重要な組成物が既に含まれている食料品及び飼料を含む。用語「そのまま摂取可能な食料品」または「そのまま摂取可能な飼料」には、飲料、固体または半固体のままで摂取可能な食料品及び飼料を含む。この例としては、食べる前には解凍して適切な温度に加熱する必要がある冷凍食品が挙げられる。ヨーグルト、アイスクリーム、チューインガム、又は硬いキャラメルも、そのまま摂取可能な食料品及び飼料の例に含まれる。

【誤訳訂正16】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0037

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0037】

本発明に係る経口摂取可能な製品（特に食料品、飼料）は、「半製品」も含む。本明細書中、半製品とは、調味成分や食味放出物質の含有量が高く、そのまま摂取可能な口腔消耗製品としての用途には適さない製品（特に食料品または飼料品）であると理解されるべ

きである。この半製品は、少なくとも一つの更なる成分との混合（例えば、上記に該当する香味料や調味料の濃度を低減すること）あるいは更なる処理工程（例えば加熱や冷凍）を行うことのみにより、そのまま摂取可能な口腔消耗製品（特に食料品または飼料品）へと転化することができる。パウチスープ、焼き菓子及びカスタードパウダー抽出物も、半製品の例として挙げられる。

【誤訳訂正 17】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0038

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0038】

本発明に係る経口摂取可能な製品（特に食料品、飼料、薬剤）は、「オーラルケア製品」も含む。本発明の範囲であるオーラルケア製品（口腔衛生製品又は口腔衛生調合物とも呼ばれる）とは、当業者にとっては口腔及び咽頭の清掃及びケアに用いられ、口臭に清涼感を与える製剤である。歯及び歯肉のケアをするための製剤も含まれる。一般的な口腔衛生製剤の摂取形態は、特にクリーム、ゲル、ペースト、泡、乳液、懸濁液、エアゾール、スプレー、並びにカプセル、顆粒状、ペースト、タブレット、トローチ、チューインガムとしての摂取であるが、摂取方法はこれに限定されない。

【誤訳訂正 18】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0039

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0039】

本発明に係る経口摂取可能な製品（特に食料品または飼料）は、好ましくは栄養または嗜好のために摂取される一つまたは複数の調合品を含む。具体的にはこれらは、下記を含む：（低カロリーの）焼成製品（例えばパン、乾燥ビスケット、ケーキその他の焼かれた製品）、菓子類（例えばチョコレート、チョコレートバー、バー形状の他の製品、フルーツガム、ドラジェ、硬いキャラメルおよび柔らかいキャラメル、チューインガム）、ノンアルコール飲料（例えばココア、コーヒー、緑茶、紅茶、（緑茶および紅茶の）茶抽出物の濃縮物配合の茶飲料、ロイボスティ、その他のハーブティー、果実含有ソフトドリンク、アイソトニック飲料、清涼飲料、ネクター、フルーツジュースおよび野菜ジュース、フルーツ飲料または野菜飲料）、インスタント飲料（例えばインスタントココア飲料、インスタント紅茶飲料、インスタントコーヒー飲料）、食肉製品（例えば、ハム、フレッシュソーセージまたは生ソーセージ製品、香辛料添加製品、生鮮マリネ製品、または塩添加食肉製品）、玉子または玉子製品（乾燥玉子、卵白、卵黄）、穀物製品（例えば朝食用シリアル、ムーズリバー、調理済でそのまま摂取可能な米製品）、乳製品（例えば全脂肪、低脂肪または無脂肪の牛乳飲料、ライスプディング、ヨーグルト、ケフィア、クリームチーズ、柔らかいチーズ、固いチーズ、乾燥粉乳、乳漿、バター、バターミルク、全部または一部を加水分解した乳タンパク質含有製品）、大豆タンパク質または他の大豆蒸留物（例えば豆乳や豆乳製品、分離または酵素処理された大豆タンパク質含有する飲料、大豆粉含有飲料、豆腐、テンペなどの大豆レシチン含有製品、またはそれらから製造される製品でフルーツ製品および調味添加物との混合物であるもの）、果実製品（例えばジャム、シャーベット、フルーツソース、フルーツペースト）、野菜製品（例えばケチャップ、ソース、乾燥野菜、冷凍野菜、調理済野菜、煮つめた野菜）、スナック類（例えばベークドもしくはフライドポテトチップスまたはジャガイモ生地製品、トウモロコシベースの押出品または落花生ベースの押出品）、油脂類ベース製品またはそのエマルション（例えばマヨネーズ、レムラードソース、ドレッシング、いずれの場合も全脂肪または低脂肪化製品）、他のレトルト食品およびスープ（例えば、乾燥スープ、インスタントスープ、調理済スープ）、スパイス類、スパイス混合物、特にスナック分野において用いられる調味料、甘

味料、錠剤またはサッシェ、ホワイトニングドリンク、またはその他の食品。本発明の範囲内の調合品は、栄養または嗜好のために摂取される更なる調合品の生産のための半製品として用いることもできる。本発明の範囲内の製品は、カプセル、錠剤（コーティングの無い錠剤あるいは例えば腸溶コーティングによりコーティングした錠剤）、ドラジェ、顆粒、ペレット、固体混合物の形のもの、またはエマルジョン、パウダー、溶液、もしくはペーストなどの液相中の分散物の形のもの、あるいはその他の嚥下可能なまたは咀嚼可能な製品、および栄養補助食品の形のものとする事ができる。

【誤訳訂正 19】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0044

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0044】

栄養または嗜好のために摂取されるそのまま摂取可能な調合品もしくは半製品の更なる成分は、例えば以下のような従来の食料品あるいは嗜好品のベース物質、補助物質、および添加物で以下に例示するものであって良い：水、あるいは加工していないもしくは加工済みの野菜、動物由来食料品または生のままの物質（例えば生の、ローストした、乾燥した、発酵した、燻製したおよび/またはゆでた肉、骨、軟骨、魚、野菜、ハーブ、ナッツ、野菜のジュース、野菜のペースト、またはこれらの混合物）、可消化性のまたは非消化性の炭水化物（例えばスクロース、マルトース、フラクトース、グルコース、デキストリン、アミロース、アミロペクチン、イヌリン、キシラン、セルロース、タガトース）、糖アルコール（例えばソルビトール、エリトリトール）、天然のまたは硬化した油脂（例えば獣脂、ラード、ヤシ脂肪、ココア油、硬化植物性脂肪）、油（例えばひまわり油、落花生油、トウモロコシ胚芽油、オリーブ油、魚油、大豆油、ゴマ油）、脂肪酸またはその塩（例えばステアリン酸カリウム）、タンパク質原性あるいは非タンパク質原性アミノ酸関連化合物（例えば - アミノ酪酸、タウリン）ペプチド（例えばグルタチオン）、天然または加工蛋白質（例えばゼラチン）、酵素（例えばペプチダーゼ）、核酸、ヌクレオチド、不快な風味を修正する風味修正物質、また通例更に不快な風味を調整する風味調整物質、その他の風味調整物質（例えばイノシトールリン酸、グアノシンーリン酸やアデノシンーリン酸などのヌクレオチド、グルタミン酸ナトリウムもしくは2-フェノキシプロピオン酸などの他の物質）、乳化剤（例えばレシチン、ジアシルグリセロール、アラビアゴム）、安定剤（例えばカラギーナン、アルギン酸塩）、防腐剤（例えば、安息香酸およびその塩、ソルビン酸およびその塩）、抗酸化剤（例えばトコフェロール、アスコルビン酸）、キレート剤（例えばクエン酸）、有機または無機の酸性化剤（例えば酢酸、リン酸）添加物としての苦味物質（例えばキニーネ、カフェイン、リモネン、アマロゲンチン、フムロン、ルブロン、カテコール、タンニン）、酵素的褐変抑制物質（例えば亜硫酸エステル、アスコルビン酸）、精油、野菜エキス、天然または合成着色剤あるいはは着色顔料（例えばカロチノイド、フラボノイド、アントシアニン、葉緑素およびその誘導体）、スパイス、三叉神経活性物質またはそのような三叉神経活性物質を含有する植物抽出物、合成香料、天然香料、ネイチャーアイデンティカル合成香料または着臭剤、および芳香修正剤。

【誤訳訂正 20】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0045

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0045】

本発明に係る経口摂取可能な製品（特に食料品または飼料）は、例えば製品または半製品の形であり、その味及び/又は香りを仕上げより良いものとするために、好ましくは調味成分を含む。調製物は、成分として固体担体と調味成分とを含んでいて良い。好適な調味化合物は例えば下記のものを含む：合成、天然、またはネイチャーアイデンティカルな

調味料、芳香物質および調味物質、反応調味料、燻煙調味料または他の調味製品（例えばタンパク質（部分）水解物であって好ましくはアルギニン含量の多いタンパク質（部分）水解物）、パーベキュー調味料、植物抽出物、スパイス、スパイス製品、野菜および/または植物性製品、および好適な補助物質並びに担体。またここで調味化合物またはその成分であって下記の風味を生成するものが特に好ましい：ローストした肉類の風味（鶏肉、魚肉、シーフード、牛肉、ポーク、ラム、マトン、ヤギ肉などの風味）、野菜類風味（特にトマト、タマネギ、ニンニク、セロリ、リーキ、マッシュルーム、ナス、海草などの風味）、香辛料風味（特に黒コショウ、白コショウ、カルダモン、ナツメグ、ピメント、マスタード、およびマスタード製品風味）、揚げものの風味、酵母製品の風味、ゆでた製品の風味、脂肪質の風味、塩辛い風味および/または刺激的な風味であって香辛料風味を増すことができるもの。調味化合物は、一般に前述の成分の二つ以上を含む。

【誤訳訂正 2 1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 4 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 4 6】

経口摂取可能な製品（特に食料品、飼料または薬剤）のエネルギー密度は、経口摂取可能な製品の高カロリー原料を置き換える（例えば脂質を低カロリー増粘剤に置き換える、従来の糖類を低カロリー又はカロリー無甘味料に置き換える）ことにより、低下させることができる。

【誤訳訂正 2 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 4 7

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 4 7】

従って、本発明の経口摂取可能な製品（特に食料品、飼料または薬剤）の好ましい実施例は、（a）1または2以上の甘味料と及び/又は（b）1または2以上の増粘剤と、を有する。

【誤訳訂正 2 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 4 8

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 4 8】

用語「甘味料」は、スクロースの糖度（スクロースの糖度値を1とする）に基づき、相対糖度が少なくとも2.5である物質をいう。本発明の経口摂取可能な製品（特に食料品、飼料または薬剤）で使用される甘味料（a）は、好ましくはノンカロリー、及び/又は経口摂取可能な製品1グラムに対し5 kcal以下のカロリー量を有する。

【誤訳訂正 2 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 4 9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 4 9】

本発明の経口摂取可能な製品（特に食料品、飼料または薬剤）において好ましいとされる物質は、乳酸菌で増粘された牛乳及び/又は乳酸菌で増粘されたクリームを含有し、経口摂取可能な製品の全体量に対して4重量%以下、好ましくは1.5重量%以下、さらに好ましくは0.5重量%以下の脂質を含有し、好ましくはヨーグルト、ケフィア、クワル

クチーズより成る群から選択される。

【誤訳訂正 25】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0050

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0050】

好ましくは、乳酸菌で増粘された牛乳及び／又は乳酸菌で増粘されたクリームを含有する、本発明の経口摂取可能な製品（特に食料品、飼料または薬剤）は、経口摂取可能な製品のカロリー量（100gあたり）が150カロリー以下であり、好ましくは100カロリー以下であり、特に好ましくは75カロリー以下であり、さらに好ましくは50カロリー以下である。

【誤訳訂正 26】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0051

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0051】

乳酸菌で増粘された牛乳及び／又は乳酸菌で増粘されたクリームを含有する、本発明の経口摂取可能な製品（特に食料品、飼料または薬剤）は、さらにフルーツ及び／又はフルーツ調製物を含有することもできる。

【誤訳訂正 27】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0052

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0052】

好ましい実施例では、乳酸菌で増粘された牛乳及び／又は乳酸菌で増粘されたクリームを含有する、本発明の経口摂取可能な製品（特に食料品、飼料または薬剤）は、以下を含有する。

- ・糖類 及び／又は
- ・増粘剤 及び／又は
- ・ゲル化剤 及び／又は
- ・甘味料 及び／又は
- ・調味成分 及び／又は
- ・保存剤。

【誤訳訂正 28】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0054

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0054】

有利には、乳酸菌により増粘された牛乳及び／又は乳酸菌により増粘されたクリームを含むプロバイオティックを含む本発明の経口摂取可能な製品（特に食品及び飼料）は、以下の群からプロバイオティックが選択される経口摂取可能な製品である：ビフィドバクテリウム・アニマリス サブスピーシーズ ラクティスBB-12、ビフィドバクテリウム・アニマリス サブスピーシーズ ラクティスDN-173 010、ビフィドバクテリウム・アニマリス サブスピーシーズ ラクティスHN019、ラクトバチルス・アシドフィルスLA5、ラクトバチルス・アシドフィルスNCFM、ラクトバチルス・ジョンソニLa1、ラクトバチルス・カゼイ・イミュニタス/ディフェンス、ラクトバチルス・カゼイ・

シロタ ( D S M 2 0 3 1 2 )、ラクトバチルス・カゼイ C R L 4 3 1、ラクトバチルス・ロイテリ ( A T C C 5 5 7 3 0 ) およびラクトバチルス・ラムノサス。

【誤訳訂正 2 9】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 5 5

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 5 5】

本発明の口腔消耗製品（特に食料品、飼料または薬剤）において、経口摂取可能な製品は飲料であり、飲料の糖含有量は、1 0 0 m l あたり 3 0 g であることが好ましく、好ましくは 1 5 g であり、さらに好ましくは 5 g 以下であり、特に好ましくは糖類を含有しておらず、及び / 又は飲料はエタノールを含有していないことが好ましく、またはエタノールの含有量は、飲料の容積全体に対して 0 . 1 % 以下である。

【誤訳訂正 3 0】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 5 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 5 6】

本発明の範囲において、本発明の経口摂取可能な製品は、エタノールを含有していないことが好ましい。

【誤訳訂正 3 1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 5 8

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 5 8】

本発明の経口摂取可能な製品（特に食料品、飼料または薬剤）では、炭酸飲料又は非炭酸飲料が特に好まれる。

本発明の更なる態様は、以下の実施例及び請求項によって明らかにされる。

【誤訳訂正 3 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 6 0

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 6 0】

< チューインガム >

好ましい経口摂取可能な製品（特に食料品、飼料または薬剤）はチューインガムである。このような製品は、典型的には非水溶性成分と水溶性成分を含む。

チューインガムベースは、好ましくは、チューインガム又はバブルガムベースからなる群から選択される。後者はより柔らかく、チューインガムのバブルを形成させることもできる。

【誤訳訂正 3 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 6 1

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 6 1】

「ガムベース」としても知られる非水溶性ベースは、通常天然または合成のエラストマー、樹脂、油脂、可塑剤、増量剤、軟化剤、着色料および任意成分としてのワックスを含む。

む。ベースの組成物全体に対する比率は通常5～95重量%であり、好ましくは10～50重量%、特に好ましくは20～35重量%である。本発明の典型的な一実施形態において、前記ベースは、20～60重量%の合成エラストマー、0～30重量%の天然エラストマー、5～55重量%の可塑剤、4～35重量%の増量剤、5～35重量%の軟化剤から成り、着色料、酸化防止剤などの少量の添加物（ただし、少なくとも少量の水に溶解するものである）を含む。

【誤訳訂正34】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0077

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0077】

<調製物の原料>

本発明の食料品、飼料、医薬品及び経口摂取可能な調合物は、さらなる原料を含んでもよく、例えば甘味料、食用酸、酸調整剤、増粘剤、及び特に食料品分野及び医薬品分野の両方で使用できる調味成分を含み得るため、原料のリストBとCとの間に明確な境界を引くことができない。従って、原料は適用方法及び使用に基づき、便宜上使用するものである。

【誤訳訂正35】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0078

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0078】

<甘味料>

本発明で好ましいとされる経口摂取可能な製品（特に食品、飼料品または薬剤）に用いる甘味料は、以下の群（a1）及び（a2）から選択される。

【誤訳訂正36】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0121

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0121】

本発明の更なる態様は、栄養または嗜好のために摂取される食品における、（1）ホモエリオジクチオール、（2）エリオジクチオール、及び（4）ステルピンの使用に関し、（1）ホモエリオジクチオール、（2）エリオジクチオール、（4）ステルピンは、食品全体の重量に対して30mg/kgの濃度で存在する。その使用は、好ましくは非治療的な使用であり、血液中のセロトニンレベル及び遊離脂肪酸濃度に影響を与えることで、食欲を増加させる。栄養または嗜好のために摂取される食品が、経口摂取可能な製品である、使用が好ましい。

【誤訳訂正37】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0122

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0122】

本発明の更なる主題は、以下の物質を含む栄養補助食品に関する。

- (i) 請求項1で定義された化合物の少なくとも1つまたはその塩、
- (ii) 少なくとも1つの固体担体、
- (iii) 1又は複数の調味成分。

ただし、( i )、( i i )、( i i i ) の構成要素及びその他の原料の合計は、混合物の全体量に対して 1 0 0 重量 % である。